

## 平成24年度 国立大学法人鳴門教育大学年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 教育内容を充実させ、学校教育の今日的課題に対応しうる教育実践力を備えた人材を養成するため、次の措置を講ずる。

① 「教職実践演習」実施に向けての検討を継続し、平成25年度からの実施に向けての準備をする。

また、教員養成モデルカリキュラムとこれを基準とする教員養成教育の適格判定基準について、汎用性・実践性のあるものとなるよう、検討する。

② 学校教育の今日的課題に対応するため、開設した学部授業「予防教育科学と学校教育」を実施する。

③ 附属学校及び協力校との実地教育を主とした教育連携を充実する。

④ 専門職学位課程において、平成23年度の検証結果を踏まえ、平成25年度入学生を対象としたコースの改編、カリキュラムの見直しを行い、教育方法等を充実する。

2) 高度専門職業人としての能力の修得状況を厳正に評価する体制を再構築し、単位及び学位プログラムの質を保証するため、次の措置を講ずる。

① 成績評価基準に基づいた厳正な評価を行う。

② 「教職実践演習」実施に向けての検討を継続し、平成25年度からの実施に向けての準備をする。

また、教職大学院に接続するコースとして設置した「学校教育実践コース」における、6年間を見通したカリキュラムの検証を行う。

③ 学部における70%を上まわる教員就職率（進学者を除く。）を維持するため、現行の教員就職支援行事について、PDCAサイクルにより計画的・体系的に実施する。

修士課程においても、教職をはじめとする教育関連分野への就職率を向上させるために、学生のニーズ等を踏まえた就職指導を推進する。

3) 教職への熱意と使命感、意欲のある者を積極的に受入れるなど、入学者選抜方法及び入試広報の改善に取り組むため、次の措置を講ずる。

① 学部においては、入学者選抜方法研究専門部会が作成した報告書を基に、現行の選抜方法について検証し、必要に応じ改善する。

また、新学習指導要領に対応する平成27年度入学者選抜試験における、センター試験の教科・科目並びに個別学力検査内容を検討し、公表する。

大学院においては、入学者選抜方法（インターネットを用いた遠隔教育による大学院等を含む。）について検討を開始する。

② 学部においては、開催したオープンキャンパスについて検証し、開催方法につ

いて再検討する。

また、進学相談会の参加内容について引き続き検証する。

さらに、ウェブページを利用した広報活動について検討を開始する。

大学院においては、前年度に実施した入試広報について検証する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制及び教育支援体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① インターネットを活用した遠隔教育による大学院の平成26年度の開設に向け、授業科目及び教育方法等の諸準備を行う。
- ② 学習支援の充実を図るため、教務システムに導入した授業支援機能の改善について、前年度の検証結果を基に、検討を行う。
- ③ 長期履修学生支援センターを設置し、学習支援の充実を図る。
- ④ 教職実践演習の実施に向け、実地指導講師派遣の諸準備を行う。

2) 教育の質の向上を図るため、教育方法、評価方法等について検証及び改善を行い、より一層充実させるため、次の措置を講ずる。

- ① 平成23年度に実施したFD事業の検証を行い、その結果を基に改善を行う。
- ② 学外の有識者の意見を踏まえ、教育評価に関する制度及び体制を改善した教育評価を実施する。
- ③ 教育の質の向上を図るため、前年度に実施した調査結果に基づき、改善策を講じる。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生が健全で安心して修学できる環境の整備を目指し、学習支援及び生活支援をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

- ① 健康診断・一次救急業務について、実情等を検証する。また、学生相談担当教職員連絡会を開催し、学生相談を更に充実する。
- ② 本学の特色ある経済的支援（大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除、教職大学院（現職教員）向け実習経費の貸与）及び通常の授業料免除制度拡大策を継続し、学生が修学できる環境を充実する。
- ③ 学生サービス向上の一環として、学生窓口を集約するための施設整備を行う。  
また、学生のニーズ及び施設の点検結果等を踏まえて、課外活動施設・設備を充実する。
- ④ 学生からの意見の分析結果に基づき、自主研鑽を促すプログラムを実施する。

2) 高度専門職業人としてのキャリア形成について支援するとともに、卒業・修了後の適切なフォロー体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- ① 教職ガイダンス及び就職ガイダンスを体系的に実施しながら、必要に応じて改善するとともに、新たなキャリア支援策を検討する。
- ② 平成22年度に設置した学内組織において、卒業・修了生及び教員を対象とした「学術研究会」を実施するとともに、さらに充実に向けた検討を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 学校教育に関する先端実践研究を推進し、研究成果を公表するとともに、学校現場や社会へ還元するため、次の措置を講ずる。

① 予防教育科学に係わる教育プログラムを公立学校において実践することにより、効果の検証及びプログラムの改善を行うとともに、これまでの研究成果を社会に公表する。

また、教科内容学についての研究成果を教員養成モデルカリキュラムに反映させ、教員養成教育の適格判定基準について、汎用性・実践性のあるものとなるよう、連携校と共同で発展的研究を進める。

② 予防教育科学教育研究センターと公立学校で共同実施した授業成果を検証し、公立学校での円滑な実施の方途を検討する。

③ 研究成果の公表の在り方について検討する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 先端実践研究を推進し、研究環境を整備するとともに、研究支援体制及び研究評価体制をさらに充実するため、次の措置を講ずる。

① 平成23年度に見直した研究支援体制により、予防教育科学等の先端実践研究を推進する。

② 研究の質の向上のため、平成24年度までに検討してきた研究に関する評価制度及び評価体制について改善した上で、研究評価を実施する。

③ 拡充した教育実践資料閲覧スペースを活用し、附属図書館内資料の再整備を行う。また、収集した教育実践資料を整理し、活用する。

## 3 その他の目標を達成するための措置

### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

1) 教育関係機関等と連携した学校現場等への教育支援事業はもとより、社会のニーズに沿った教育・研究・文化事業を積極的に実施するため、次の措置を講ずる。

① 小学校外国語活動推進のため、出前講座等を実施するなど、積極的な支援を行う。

また、小学校外国語活動を担う人材育成を目的としたシンポジウムや公開講座などを実施する。

② 県教育委員会、市町村教育委員会との連携のもと、社会のニーズに沿った研究連携事業を実施する。

③ 教育委員会と連携し、現職教員の資質及び能力向上を図るための各種研修及び講習を実施する。

2) 大学の教育研究資源を広く社会に還元し、学校教育や社会教育に貢献するため、次の措置を講ずる。

① 学校現場や地域社会のニーズに応じたテーマによる公開講座及び大学開放推進事業を実施する。

- ② 児童・生徒の学力向上に貢献するため、教育支援講師・アドバイザー等派遣事業を充実させる。
- ③ 地域社会への附属図書館サービス向上を図るため、児童図書室所蔵目録データベース登録作業を推進する。

## (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

1) 国際的な学術交流、学生交流及び開発途上国への教育支援を推進し、国際社会に貢献するため、次の措置を講ずる。

- ① JICA及びNGOなどの国際援助機関・団体等と提携協力し、引き続き途上国の教育向上に資する人材を育成する。

また、国際教育カリキュラムを活用し、国際感覚を備えた人材育成に向けた活動を展開するとともに国際教育協力の質的向上に向けた調査を行う。

- ② 国際学術交流協定校等とのシンポジウム（研究集会）を開催する。
- ③ 研修の成果について検証するとともに、引き続き留学生就学支援のための研修を実施する。

また、留学生の修学環境を整備するために、チューターの適正配置や奨学金の給付等を維持する。

## (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 附属学校と大学との間で、教育研究のための相互支援体制及び実地教育実施体制を強化し、更に充実させるため、次の措置を講ずる。

- ① 附属学校教員と大学教員とによる共同研究体制充実のため、特別な教育的支援を必要とする子どもの特性について、附属学校と大学による共同したプログラム開発の検討を行う。
- ② 大学教員による附属学校における授業担当に係る実施内容及び手続きに基づき、附属学校と大学との教育に関する連携を強め、大学教員による授業担当等の相互支援システムを構築する。
- ③ 附属学校での教育実習への参加要件及び教育実習に関する評価基準を設定し、様々な課題に対応できる実践的指導力を持つ教員養成プログラムの開発について検討を行う。

2) 附属学校間の連携及び協力体制の充実を図り、大学と協働して教育関係機関や社会のニーズを踏まえた教育実践を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 鳴門教育大学附属学校教育連携協議会において、附属4校園の連携教育についての課題・問題点を検証し、授業相互支援体制を構築し、附属学校機能を強化する。
- ② 附属学校における研究成果を、公立学校へ還元するなど、附属学校の地域におけるセンター的機能を充実する。

また、鳴門教育大学附属学校教育研究協議会において、地域との連携を強化する。

- 3) 附属学校において、適切かつ健全な管理運営を推進するため、次の措置を講ずる。
  - ① 平成23年度に確立した学校評議員制度及び学校関係者評価制度を検証する。
  - ② 附属学校の適切な管理運営を推進するため、平成22年度検証結果を基に、県教育委員会、市教育委員会との連携を強化する。
  - ③ 施設パトロール(遊技等を含む)の実施や現場管理者の意見聴取により、安全面での不具合箇所の改善整備計画を策定し実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 1) 学長直属の組織とする経営企画本部の機能を強化し、適正な業務を確保する内部統制を確立するとともに、戦略的な大学経営を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る内部統制を確立するため、危機管理基本マニュアルに基づく個別マニュアル、コンプライアンスに関する基本方針及び各種実施計画等の策定に取り組む。

その他、危機管理意識及びコンプライアンス意識高揚のための啓発活動を行う。

- ② 企画戦略室で策定した組織等に関する方針に基づき、組織及び業務運営を改善する。
- ③ 広報体制の見直しを図り、ITを中心とした効率的・効果的な広報活動を推進する。

- 2) 入学定員を社会的ニーズ等に対応した適正規模に見直し、それに伴う大学運営組織を再構築することにより、教育研究等の質を確保するため、次の措置を講ずる。

- ① 大学院(修士課程、専門職学位課程)に関する組織・入学定員再編案に基づく入学定員等の変更に向けての諸準備を行う。
- ② 大学院に関する入学定員再編案に基づく教育研究組織の検討を行う。

- 3) 学内資源を最大限に活用し教育研究環境の充実を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 学内での組織改革の検討を踏まえて、教員定員計画を策定し、必要に応じ見直す。
- ② 教育研究経費等について財務分析結果を基に、学内予算編成方針等を見直し、効果的な予算配分を行う。
- ③ 教育研究環境の充実を図るため、教員情報データベースの有効性について検証する。

### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1) 戦略に基づいた機動的かつ柔軟な事務組織を構築し、併せて新たな人事評価制度を導入することにより、効率的な事務処理を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 学生のニーズを踏まえたサービスの向上を図るため、事務組織の在り方を検討する。
- ② 新たな人事評価制度について検証するとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。

また、管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し、実施する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 競争的資金、寄附金等の外部資金の確保及びその他の自己収入を増加させるため、次の措置を講ずる。

- ① 研究費の業績主義的傾斜配分及び学長裁量経費におけるインセンティブを検証し、改善する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

##### (1) 人件費の削減

1) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続するため、次の措置を講ずる。

- ① 国家公務員の人件費動向及び社会情勢等を踏まえ人件費を抑制する。
- ② 常勤職員以外の人件費の抑制方針を踏まえた職員配置を行う。

##### (2) 人件費以外の経費の削減

1) 常に業務内容及び業務実態について検証を行い、業務費全体の抑制を推進するとともに、資源を有効活用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「業務コスト節減計画」に基づき、対策を講じる。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 資産の有効活用を推進するとともに、積極的に運用するため、次の措置を講ずる。

- ① 「大学施設有効活用方針」に基づき、教職員、学生等を通じた、より効果的な広報活動を積極的に推進する。

また、施設・設備の有効利用の方策について検討する。

- ② 「職員宿舍有効活用計画」を見直し、対応策を講じる。

また、非常勤講師宿泊施設利用者に対するアンケート調査結果を踏まえ、備品の更新等を計画的に行うとともに、施設利用できる者の拡大策について検討する。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価制度、評価結果及びその活用方法等について検証し、更なる適正

化及び効率化を図るため、次の措置を講ずる。

- ① 教員養成等推進会議の検証結果に基づき、評価制度等を改善し、教育・研究評価を実施する。
- ② 自己点検・評価実施要領等の見直しを検討する。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学情報を適切かつ迅速に発信し、透明性を高め、社会への説明責任を果たすため、次の措置を講ずる。
  - ① 大学情報の発信などの広報活動の検証を行い、より効果的な広報活動を推進し、社会への説明責任を果たす。
  - ② 平成23年度に構築した機関リポジトリについて、公表内容等を拡充する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1) 効果的な施設メンテナンス及び設備更新等を計画的に行うとともに、施設・設備の有効活用を推進するため、次の措置を講ずる。
  - ① 新たな施設改修計画に基づき整備するとともに、計画の検証を行う。
  - ② 現状調査の分析結果を基に、本学の実状に合ったスペースマネジメントシステムを構築する。

### 2 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 環境マネジメント体制を構築し、環境対策を推進するため、次の措置を講ずる。
  - ① 高島団地において、エコアクション21マネジメントシステムの運用を開始し、徳島地区において、平成24年度のエコアクション21の認証・登録を行う。
  - ② 環境保全に関する啓発活動を推進するため、エコアクション21に関する説明会や取り組みに関する講演会を実施するとともに、実施体制の検証を行う。
  - ③ 学生、教職員及び地域等の意見を踏まえ、環境活動を支援するための施設・設備等の整備計画を策定する。

### 3 リスクマネジメントに関する目標を達成するための措置

- 1) 継続的かつ健全な大学運営を可能とするため、あらゆるリスクに対応したリスクマネジメントシステムを構築し、大学としての社会的責任（USR）を果たすため、次の措置を講ずる。
  - ① リスクマネジメントシステム構築のため、危機管理基本マニュアルに基づく個別マニュアルの策定に取り組む。  
その他、危機管理意識高揚のための啓発活動を行う。
  - ② セキュリティリスク分析・評価結果に基づき、セキュリティ水準の維持・向上のためにIT利用環境を整備する。  
また、セキュリティー監査の実施を検討する。
  - ③ 「防災対策基本計画」に基づき、各種計画の策定に取り組む。

また、計画的に地域と連携した防災訓練を実施するとともに、安全・衛生パトロールの実施による安全対策を講じる。

- ④ 学生のための危機管理マニュアルの見直しを図るとともに、新入生合宿研修や課外活動団体のリーダーシップセミナー等を通じて安全教育を実施する。

また、附属学校においては、それぞれ策定している「安全管理計画」に基づき安全策を講ずるとともに、同計画の検証を行う。

- ⑤ ハラスメントに関する相談員への研修及び教職員への啓発セミナーを計画的に実施し、相談体制を充実させる。

#### 4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

1) 法令、規則及び社会的規範に則った大学経営を行うため、次の措置を講ずる。

- ① 内部統制機能の強化を図るため、コンプライアンスに関する基本方針及び各種実施計画等を策定する。

- ② 内部統制機能充実のため、コンプライアンスに関する基本方針及び各種実施計画等の策定を策定する。

その他、コンプライアンス意識高揚のための啓発活動を行う。

#### 5 男女共同参画社会の対応に関する目標を達成するための措置

1) 男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を推進するため、次の措置を講ずる。

- ① 男女共同参画推進のため、平成23年度に実施したニーズ調査を基に、効果的な意識啓発、支援制度の周知に努めるとともに、本学に必要な施策を講じる。



VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 講義棟等空調設備改修 ・ 学生宿舎（女子棟）改修	総額 130	国立大学財務・経営センター施設整備費 交付金 (25)
・ ライフライン再生 （昇降機設備）		施設整備費補助金 (50)
・ 教育・研究環境の整備・充実 のための電動式集密書架の設置		施設整備費補助金 (55)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

教職員の適正な配置，養成，評価並びに計画的な人事交流の実施

- ① 学内での組織改革の検討を踏まえて，教員定員計画を策定し，必要に応じ見直す。
- ② 新たな人事評価制度について検証するとともに，必要に応じて制度の見直しを行う。  
また，管理職も含めた職員の職能開発・意識改革を目的としたSD研修を計画し，実施する。

24年度の常勤職員数 350人

24年度の人件費総額見込み2,955百万円

## 3 中期目標期間を超える債務負担

なし

## 4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については，次の事業の財源に充てる。

- ・教育，研究に係る業務及びその附帯業務

### 別表

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

学校教育学部	400人（学校教育教員養成課程）
学校教育研究科	500人（修士課程） 人間教育専攻 180人 特別支援教育専攻 40人 教科・領域教育専攻 280人  100人（専門職学位課程） 高度学校教育実践専攻 100人
附属幼稚園	130人 学級数5
附属小学校	612人 学級数18
附属中学校	480人 学級数12
附属特別支援学校	60人 学級数9

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成24年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3, 7 2 5
施設整備費補助金	1 0 5
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	2 5
自己収入	7 6 8
授業料、入学金及び検定料収入	6 7 5
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	9 3
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1 1 2
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	2 2 5
計	4, 9 6 0
支出	
業務費	4, 7 1 8
教育研究経費	4, 7 1 8
診療経費	0
施設整備費	1 3 0
船舶建造費	0
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1 1 2
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	4, 9 6 0

[人件費の見積り]

期間中総額2, 955百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「運営費交付金」のうち、平成24年度当初予算額3, 523百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額202百万円

※「施設整備費補助金」のうち、平成24年度当初予算額50百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額55百万円

※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額4百万円。

2. 収支計画

平成24年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 284
経常費用	4, 284
業務費	3, 944
教育研究経費	704
診療研究費等	0
受託研究費	99
役員人件費	58
教員人件費	2, 286
職員人件費	797
一般管理費	180
財務費用	1
雑損償却費	0
減価償却費	159
臨時損失	0
収入の部	4, 284
経常収益	4, 284
運営料収入	3, 274
授業料収入	542
入学料収入	108
検定料収入	25
附属病院収益	0
受託研究等収益	99
補助金等収益	0
寄附金収益	12
財務収益	1
雑益	91
資産見返	96
資産見返	32
資産見返	2
資産見返	2
臨時利益	0
純利益	0
目的積立	0
崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成24年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 949
業務活動による支出	4, 122
投資活動による支出	518
財務活動による支出	28
翌年度への繰越金	1, 281
資金収入	5, 949
業務活動による収入	4, 405
運営費交付金による収入	3, 523
授業料及入学金検定料による収入	676
附属病院収入	0
受託研究等収入	99
補助金等収入	0
寄附金収入	13
その他の収入	94
投資活動による収入	381
施設費による収入	130
その他の収入	251
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1, 163